

組合Q & A

小規模事業者の判断について

Q111 今般、設立途上の事業協同組合の設立同意者の中に、中協法第7条に規定する小規模事業者の範囲を超えた事業者が含まれているが、どのように対処したらよいのか。

「A」中協法に基づく事業協同組合の組合員となることのできる者は、小規模の事業者であるが、その規模の基準は、中協法第7条に規定されているように、資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者、又は常時使用する従業員数が3百人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者となっている。しかしながら、この基準を超える事業者であっても、実質的に小規模事業者であると認められれば組合員になれることになっている。

したがって設立途上の設立同意者については、その事業者の従業員数、資本の額又は出資の総額並びに資本力及び市場支配力等諸般の実情を勘案して発起人が小規模事業者と判断した場合には、いったん組合員たる地位を与え、組合設立後に公正取引委員会に届け出ることとなる。この場合に公正取引委員会から実質的に小規模事業者でないとは判断されるまでは、その組合又は組合員に対して特別の措置（独禁法の適用除外の否認、当該組合員の排除・脱退措置）がとられることはないのである。

共同受注と一括下請負の禁止について

Q211 事業協同組合が建設工事等を共同受注しようとする場合、建設業法第22条「一括下請負の禁止」の規定が適用されているが、同条第3項の但し書きの規定により発注者の承諾を得た場合に限り共同受注が同条本文の適用の除外となることとなっている。しかし、同条の主旨は一括下請負により工事施工の責任が不明確となること、あるいは商業ブローカー的不良建設業者の出現等を排除するために

規定されたものであることからすると、建設業関係の事業協同組合は建設業法の許可基準の要件を満たし、組合にしかるべき有資格者が設置されているとして建設業の許可を受けており、組合の管理、監督のもとで工事施工する場合、責任の所在は明らかである。また、協同組合の特殊性を考慮すればブローカーを排除するための規定には該当しないものと考えられる。

したがって、事業協同組合の共同受注は、建設業法第22条「一括下請負の禁止」の条項に該当しないものと思われるが、これに関してご見解をお示し頂きたい。また、測量関係組合が共同受注する場合の測量法第56条の2「一括下請負の禁止」条項についても建設業法と同様に解釈してよろしいか併せてご見解をお示し頂きたい。

「A」I 建設工事について
建設業における組合の共同受注については、建設省計画局建設業課（当時）と協議したところ、次のとおり解釈される。

1. 建設業法第22条で一括下請負をいかなる方法をもってするかを問わず原則禁止している趣旨は、

除である。（注）①一括下請負は実際上の工事施工の責任の所在を不明確にし、ひいては工事の適正な施工を妨げるおそれがある。②中間搾取を容認すれば、工事の質の低下、商業ブローカー的不良建設業者の輩出等のおそれがある。

2. 組合の場合、通常中間搾取のおそれはないとしても、受注した案件を単に組合員に配分するだけでは、発注者側として具体的にどのような者が工事を行い、技術的な管理を行うのか不明であるため、上記①の観点から一括下請負に該当するといわざるを得ない。

3. しかしながら、組合はもともと建設業法に基づき、しかるべき資格を有する技術者がいること等について審査のうえ、建設業の許可を受けているはずであり、組合として受注した案件について組合として責任ある管理、監督のもとに施行する場合には一括下請負には該当しないと考えられる。

4. したがって、組合としては、

(1) 組合として責任ある管理、監督のもとに施行するか（この場合には、一括下請負には該当しないと考えられる。）

(2) しからざる場合においては、一

①発注者の保護、②中間搾取の排

